

# 平成 28 年法改正情報

中谷社会保険労務士事務所  
大阪市西区京町堀 1-8-32 中谷ビル 3F  
TEL:06-6443-2090/FAX:06-6443-2099

## 【1 月】[雇用保険、労災保険] マイナンバー対応

平成 28 年 1 月 1 日よりマイナンバー制度が開始され、雇用保険・労災保険に係わる下記手続きの際、従業員のマイナンバーの記載が必要になります。

### ●雇用保険

資格取得届、資格喪失届

高年齢雇用継続給付金支給申請書、育児休業給付金支給申請書、(初回申請時のみ)介護休業給付金

※平成 2 月 16 日以降、労使協定の写、通知カード等のハローワークへの提出は不要になりました。

### ●労災保険

傷害(補償)給付支給請求書、遺族(補償)年金請求書、傷病の状態等に関する届 等

## 【3 月】[健康保険] 健康保険料率の改定

現在、大阪府の全国健康保険協会の保険料率は、健康保険料率 10.04%、介護保険料率 1.58%と なっていますが、3 月分保険料(4 月納付分)から、**健康保険料率 10.07%**、(介護保険料率は据置き) となります。

## 【4 月】[健康保険] 標準報酬月額・標準賞与額の改定

現在 47 等級までとなっている標準報酬月額が 50 等級までに変更され、報酬月額の上限が現行の 121 万円から **139 万円**に引き上げられます。

また、年度における標準賞与額の累計上限額が、現行の 540 万円から **573 万円**に引き上げられま す。

### [健康保険] 傷病手当金・出産手当金の計算方法の変更

同手当金の基となる標準報酬日額について、現在は直近の標準報酬月額の 30 分の 1 となっていま すが、4 月 1 日より、手当金の支給を始める日の属する月以前 12 ヶ月間の各月の標準報酬月額を平 均した額の 30 分の 1 に相当する額への変更となります。

ただし、資格取得から 1 年未満の人については、

・支給開始日以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

・該当年度前年度の 9 月 30 日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額(28 万円) のうち、いずれか**少ない方**の額が基礎となるため、注意が必要です。

### [女性活躍促進法] 女性の活躍推進に向けた行動計画策定等の義務づけ

労働者数 301 人以上(パートや契約社員であっても、1 年以上継続して雇用されているなど、事 実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます)の企業は、**平成 28 年 4 月 1 日までに**、以 下のことを行う必要があります。

(1) 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析

採用者に占める女性比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、管理職に占める女性比率

(2) (1) の内容をふまえた行動計画の策定・届出・社内周知・公表  
計画期間、数値目標、取組内容、取組の実施時期

(3) 自社の女性の活躍に関する情報の公表

301 人以下の企業は努力義務となっていますが、計画を策定し、目標を達成した場合は『女性活躍加速化助成金（両立支援等助成金）※最大 60 万円』の支給対象となります。

### **【障害者雇用促進法】 改定障害者雇用納付金制度の申告開始**

平成 27 年 4 月から、常時雇用している労働者数が 100 人を超え 200 人以下のすべての事業所について納付金の申告が必要となり、申告期間も翌 4 月 1 日から 5 月 16 日までと変更となりました。

### **【雇用保険】 雇用保険料率の引き下げ**

雇用保険料のうち、事業主と労働者で 50% ずつ負担している失業等給付の保険料率 1.0% を 0.8% に引き下げられ、また、事業主のみが負担している雇用保険二事業費も 0.35% から 0.3% に引き下げ、事業主負担は 0.7%、労働者負担は 0.4% となりました（農林水産・清酒製造・建設業以外の、一般の事業の料率です。）

### **【雇用保険】 65 歳以降雇用者への適用拡大 →平成 29 年 1 月 1 日施行**

雇用保険の対象外となっていた 65 歳以降に新たに雇用される者も適用対象とし、4 月 1 日時点で 64 歳以上の者についての保険料免除制度も廃止となりました。

※追記 保険料徴収は、平成 31 年度分まで免除となります。

### **【雇用保険】 介護休業給付の給付率の引き上げ→平成 28 年 8 月 1 日施行**

現在 50% となっている介護休業給付率は、育児休業給付と同様に 67% となりました。

### **※追記 【厚生年金】 子ども・子育て拠出金の料率引き上げ**

児童手当等の支給に要する費用の一部として、事業主が全額負担している子ども・子育て拠出金の料率が、現在の 0.15% から 0.20% に引き上げられます。

### **【10 月】 【厚生年金】 厚生年金保険料率の改定**

厚生年金保険料率は、平成 16 年より毎年 0.354% ずつ引き上げられ、平成 29 年 9 月に 18.3% に固定されることとなっているため、現行の 17.828% から **18.182%（折半額 9.091%）** へ改定となります。

### **【社会保険】 パートタイム労働者への適用拡大**

現行、パートタイム労働者の社会保険適用要件は、週 30 時間以上（所定労働時間および所定労働日数が、通常の労働者の 4 分の 3 以上）の方のみとなっていますが、平成 28 年 10 月 1 日から、従業員 501 人以上の企業については、

①週 20 時間以上 ②年収 106 万円以上 ③勤務期間 1 年以上の見込み ④学生は適用除外と、対象者の要件が拡大されます。

### 〔社会保険〕 兄弟の扶養要件の変更

兄弟の扶養要件とされている同居要件を撤廃し、生計維持要件のみとする。弟妹については、従来から生計維持要件のみ。